

## 西区区政会議の運営状況の公表

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という）に係る西  
 区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大  
 阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項及び、区政会議の委員の定数の基準及  
 び会議録等の公表等に関する規則（平成 25 年大阪市規則第 146 号）。以下「規則」という。）第 5  
 条第 1 項に基づき、次のとおり公表する。

平成 29 年 11 月 30 日

大阪市西区長 岸本 孝之

### 規則第 5 条第 1 項第 1 号関係

#### (1) 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
足立 敦子	九条北地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
阿部 信行	堀江地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
大森 幸子	九条東地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
尾崎 裕實	九条北地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
唐木 南智子	日吉地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
貴堂 佳奈	千代崎地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
小林 良堂	九条南地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
近藤 禎人	本田地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
坂本 啓子	江戸堀地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
笹倉 和忠	明治地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
柴橋 伸恵	公募	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
嶋岡 恵子	靱地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
白國 哲司	(一財)西六福祉会館推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
杉村 幹夫	九条東地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
高瀬 万里子	九条南地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
玉井 慶子	公募	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
土山 美重子	(一財)西六福祉会館推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
長岡 續	高台地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
中治 貴代志	日吉地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
中島 恵子	広教地域活動協議会推薦	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで
西田 亮裕	公募	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
西村 恭司	広教地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
福田 啓子	公募	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
藤波 美津子	西船場地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
松栄 克子	本田地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
松野 章宏	千代崎地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
松本 良子	堀江地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
水内 俊雄	学識経験者その他区長が適当と認める者	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
道上 武男	鞆地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
山下 和永	高台地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
山本 博行	西船場地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
吉田 登志子	明治地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
吉田 安雄	江戸堀地域活動協議会推薦	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで

規則第5条第1項第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

平成28年度第2回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成28年10月7日(金) 午後7時～午後8時54分	西区役所4階会議室 (区民交流スペース)	・西区将来ビジョンについて ・平成29年度西区運営方針・予算編成に向けて	条例第5条第1項

平成28年度第3回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成29年1月13日(金) 午後7時～午後8時52分	西区役所4階会議室 (区民交流スペース)	・平成29年度西区運営方針素案等について	条例第5条第1項

平成29年度第1回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
平成29年7月7日(金) 午後7時～午後9時2分	西区役所4階会議室 (区民交流スペース)	・平成28年度西区運営方針の実績・評価等について	条例第5条第1項

規則第5条第1項第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

平成28年度第3回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>広報紙について、より多くの区民に見てもらうために、マンションの掲示板で周知していただくことや、配置してもらうなどの対応は取れないか？</p>	<p>広報紙の配布については、従前どおり新聞折り込みを基本とし、加えてポスティングの利用者や配架先の拡大につながる取り組みを進めることで広報紙を必要とされている方にお届けする方策を充実すると共に、広報サポーター制度の活用に加え、マンションへの協力依頼を行うなど、区民の皆さんが手に取り易い設置場所を増やすと共に、設置場所を分かりやすく周知する。</p> <p>(平成29年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条第1項</p>

平成29年度第1回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
<p>地域のコミュニティづくりについて、西区は住民の9割がマンション住まいであることから、マンションのコミュニティづくりが重要と考える。</p> <p>また、町会への加入促進の取り組みについて行政も積極的に関与して欲しい。</p> <p>町会レベルの小さな単位における、地域のつながりの強化が重要だと考える。</p>	<p>人と人とのつながりづくりは、福祉や防災の観点からも非常に重要であることから、マンション住まいの区民をはじめ誰もが身近な課題として気づいていただけるよう「防災出前講座」や区民が多く集まるイベントなど様々な機会を捉えて啓発を行う。特に、マンションに対しても身近な単位である町会・自治会などの重要性を伝え、つながりづくりに対して支援する。</p> <p>具体的には、自治会や町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して区広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報し、活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。</p> <p>(平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条第1項</p>

<p>地域活動に協力していただける担い手不足の状況になりつつある。</p> <p>担い手の発掘について地域のみ任せではなく、行政も積極的に関与してほしい。</p>	<p>地域活動への参加者の裾野を広げるため、地域団体の活動情報を発信するとともに、誰もが気軽に参加できるための仕組みや工夫に関する情報提供を行う。</p> <p>さらに、地域自らが主体的に情報発信できるよう広報紙作成等の支援を行う。</p> <p>また、各地域における地域課題や活動等を共有することによりそれぞれの取り組みの参考としていただけるよう、情報共有するための会議を開催する。</p> <p>(平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>
<p>マンションにおけるコミュニティづくりについて、具体的にどのような取り組みをすればよいかわからない。</p> <p>マンションのコミュニティづくりについて、区役所からのサポートをお願いしたい。</p>	<p>「防災出前講座」などを通じてコミュニティの必要性を認識していただくとともに、「防災訓練」やマンション集会室での子育てサークル「にっしー広場」など交流の機会を作ることにより支援を行う。</p> <p>(平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>
<p>マンションの親子が集う「にっしー広場」について、どこでどのように実施され、交流されているのか情報が少なく分からない。</p> <p>情報はできるだけ多く分かりやすく発信してほしい。</p>	<p>「にっしー広場」については、乳幼児健診等での事業のチラシの配布や、広報紙、区ホームページ、フェイスブックなどで周知を図っている。</p> <p>引き続き、子育て情報の提供について、区ホームページやフェイスブックなどを活用したタイムリーな情報発信にさらに取り組む。</p> <p>(平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>
<p>マンションにおける防災対策について、マンション単位の自主防災組織が必要だと考えるが、具体的に何をすればよいかわからない。</p> <p>また、マンションでの「防災出前講座」や「防災訓練」について、年間の実施回数が少ないと思われる。</p> <p>広く周知するためにもマンションの理事長などに来ていただく講座を開催し、その後に各マンションのニーズにあった「出前講座」を実施してはどうか。</p>	<p>今後も継続的な防災出前講座や防災訓練等を通じた啓発に努めると共に、西区内のマンション管理組合と関係機関との意見交換会を活用し、「マンションの防災対策」に関する意見交換会を実施し、その後の防災出前講座に繋げていく。</p> <p>(平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>

<p>公園などの地域資源を活かしたイベントについて、地域の人も参加してもらおう方法について考えて欲しい。</p>	<p>地域資源を活かしたイベントのあり方については、多様な活動主体と地域が連携協働することで更なるにぎわいづくりに繋がるよう、ネットワークづくりを支援する。 (平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>
<p>広報について、ポスティング希望者が増えた場合のコストについてどう考えているか。 LINEを活用し、登録者への電子データの送付などITを活用した取り組みにより経費の増嵩を抑える取り組みを実施してはどうか。</p>	<p>区広報紙や各種イベント情報のデジタル配信にあたり、LINEの友達登録などITを活用した情報発信の更なる周知を図る。 (平成30年度運営方針に反映)</p>	<p>条例第9条1項</p>

規則第5条第1項第5号関係

(4) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし

規則第5条第1項第6号関係

(5) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし